時計、試験機器及び測定機器				
度量衡器				
試験又は測定機器	五五			
光学機器及び写真製作機器				
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡				
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八五			
容器及び金庫				
ボンベ				
溶接製のもの				
鍛造製のもの				
塩素用のもの				
その他のもの	六			
ドラムかん、コンテナーその他の容器	八			
その他のもの	一〇			
金属製のもの				
その他のもの	三			
	二			
医療機器				
消毒殺菌用機器				
光学検査機器				
ファイバースコープ				
その他のもの	四			
その他のもの	六			
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	八			
その他のもの	六			
その他のもの				
陶磁器製又はガラス製のもの	三			
主として金属製のもの	一〇			
その他のもの	五			
前掲のもの以外のもの				
その他のもの				
主として金属製のもの	一〇			
その他のもの	五			
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの				
主として金属製のもの	一五			
その他のもの	八			

			水俣病総合対策費補助金	
			器具及び備品	
		機械及び装置		
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備				
その他の設備				
主として金属製のもの				
その他のもの	一七			
	八			
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの				
その他の設備				
主として金属製のもの				
その他のもの	一七			
	八			
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）				
事務机、事務いす及びキャビネット				
主として金属製のもの				
その他のもの	一五			
	八			
応接セット				
その他のもの	八			
ベッド	八			
児童用机及びいす	五			
陳列だな及び陳列ケース	八			
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六			
その他のもの	八			
その他の家具				
その他のもの				
主として金属製のもの				
その他のもの	一五			
	八			
冷房用又は暖房用機器	八			
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六			
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	六			
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	四			
じゅうたんその他の床用敷物	三			
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの				
その他のもの	三			
	六			
事務機器及び通信機器				
謄写機器及びタイプライター				
孔版印刷又は印書業用のもの				
その他のもの	三			
電子計算機	五			
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）				
その他のもの	四			
	五			